

## 町の「平成22年度健全化判断比率等」を公表します

平成20年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに、公表することが義務づけられました。

公表するのは以下の5つの指標です。

（単位：％）

	用語説明	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	一般会計の赤字の程度を示し、財政運営の深刻度を表すもの	—	15.00
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を表すもの	—	20.00
実質公債費比率	借入額の返済額等の大きさを表し、資金繰りの危険度を表すもの	3.9	25.0
将来負担比率	借入金（地方債）や将来払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を表し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの	—	350.0
公営企業における資金不足比率	公営企業の、経営状況の深刻度を示すもの	—	20.0

※「—」は、0以下、つまり負数（黒字）を示します。

※1 資金不足比率は、資金の不足額がないため「—」となります。

※2 各比率が早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の作成が必要となります。